

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2 衛生環境研究所手数料の項中

微生物 検査	細菌凝集反応検査		1件につき	540円	
	微生物 検査	顕微鏡検査	1件につき	310円	
		細菌培養検査 (一般)	同	1,430円	
		細菌培養検査 (特殊)	同	3,100円	
		ウイルス分離試 験	同	14,570円	
		薬剤耐性検査 (ディスク法)	同	1,080円	
		薬剤耐性検査 (希釈法)	同	1,600円	

を

微生物 検査	微生物 検査	細菌培養検査 (特殊)	1件につき	3,100円	
		ウイルス分離試 験	同	14,570円	

に、

生体試 料の試 験	複雑なもの		1項目につき	7,200円	
	特殊なもの		同	22,730円	
放射能 の測定	グロス ベ ータ 検 査	普通なもの	1件につき	15,060円	
		特殊なもの	同	30,060円	

を

生体試験料の試験	複雑なもの 特殊なもの	1項目につき 同	7,200円 22,730円	
----------	----------------	-------------	-------------------	--

に改める。

別表第3 確認規程変更認定申請手数料の項の次に次のように加える。

地域登録検査機関 登録申請手数料	農産物検査法施行令（平成7年 政令第357号）第5条第1項の規定 に基づく農産物検査法（昭和26年 法律第144号）第17条第1項の規定 による登録検査機関の登録の申請 に対する審査	1件につき150,000円
地域登録検査機関 登録更新申請手数料	農産物検査法施行令第5条第1 項の規定に基づく農産物検査法第1 8条第3項において準用する同法第 17条第1項の規定による登録検査 機関の登録の更新の申請に対する 審査	1件につき10,100円
地域登録検査機関 変更登録申請手数料	農産物検査法施行令第5条第1 項の規定に基づく農産物検査法第1 9条第1項の規定による登録検査機 関の登録事項の変更の申請に対す る審査	農作物の種類増加に係る ものにあつては1件につき 30,000円、登録区分の増加 に係るものにあつては1件 につき150,000円

別表第3 種畜証明書書換え交付手数料の項中「第4条」を「第5条」に改め、同表種畜証明書再交手数料の項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同表家畜人工授精師免許証書換え交付手数料の項中「第8条」を「第9条」に改め、同表家畜人工授精師免許証再交手数料の項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項中

ア 一戸建ての住宅であ
つて、新築する場合に
あつては59,000円、増

築又は改築する場合に
あつては87,000円

イ 共同住宅等の場合

次に掲げる建築物の床
面積の合計の区分に応
じ、それぞれ次に定め
る額を、当該建築物に
係る長期優良住宅建築
等計画の認定について
同時に申請された住戸
の合計数で除して得た
額（その額に100円未
満の端数があるとき
は、これを切り捨てた
額）

(7) 500平方メートル以
下の建築物であつ
て、新築する場合に
あつては137,000円、
増築又は改築する場
合にあつては201,000
円

(イ) 500平方メートルを
超え1,000平方メー
トル以下の建築物で
あつて、新築する場
合にあつては216,00
0円、増築又は改築
する場合にあつては
319,000円

(ロ) 1,000平方メートル
を超え3,000平方メー
トル以下の建築物
であつて、新築する
場合にあつては429,
000円、増築又は改
築する場合にあつて
は634,000円

(ハ) 3,000平方メートル
を超え5,000平方メー

ア 一戸建ての住宅の場
合 52,000円

イ 共同住宅等の場合

次に掲げる建築物の床
面積の合計の区分に応
じ、それぞれ次に定め
る額を、当該建築物に
係る長期優良住宅建築
等計画の認定について
同時に申請された住戸
の合計数で除して得た
額（その額に100円未
満の端数があるとき
は、これを切り捨てた
額）

(7) 500平方メートル以
下の建築物 119,00
0円

(イ) 500平方メートルを
超え1,000平方メー
トル以下の建築物
188,000円

(ロ) 1,000平方メートル
を超え3,000平方メー
トル以下の建築物

を

に改め、同表登録住

375,000円

- (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 668,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 1,146,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 2,129,000円
- (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 3,060,000円
- (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 3,767,000円

トル以下の建築物であって、新築する場合にあっては764,000円、増築又は改築する場合にあっては1,132,000円

- (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては1,310,000円、増築又は改築する場合にあっては1,944,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては2,431,000円、増築又は改築する場合にあっては3,607,000円
- (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては3,487,000円、増築又は改築する場合にあっては5,173,000円
- (ク) 30,000平方メートルを超える建築物であって、新築する場合にあっては4,285,000円、増築又は改築する場合にあっては6,357,000円

宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項中

ア 一戸建ての住宅の場合 6,000円

イ 共同住宅等の場合
次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(7) 500平方メートル以下の建築物 11,000円

(8) 500平方メートルを超え1,000平方メー

ア 一戸建ての住宅であって、新築する場合にあっては8,000円、増築又は改築する場合にあっては11,000円

イ 共同住宅等の場合
次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(7) 500平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては16,000円、増築又は改築する場合にあっては21,000円

(8) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては27,000円、増築又は改築する場合にあっては36,000円

(9) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物であって、新築する

トル以下の建築物	18,000円
(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物	28,000円
(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物	50,000円
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物	85,000円
(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物	145,000円
(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物	188,000円
(ク) 30,000平方メートルを超える建築物	213,000円

を

場合にあつては41,000円、増築又は改築する場合にあつては54,000円
(イ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物であつて、新築する場合にあつては74,000円、増築又は改築する場合にあつては99,000円
(ロ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物であつて、新築する場合にあつては127,000円、増築又は改築する場合にあつては169,000円
(ハ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物であつて、新築する場合にあつては218,000円、増築又は改築する場合にあつては287,000円
(ニ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物であつて、新築する場合にあつては284,000円、増築又は改築する場合にあつては370,000円
(ホ) 30,000平方メートルを超える建築物であつて、新築する場

に改め、同表長期優

合にあつては322,000円、増築又は改築する場合にあつては413,000円

良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中

ア 一戸建ての住宅の場合 26,000円	を	ア 一戸建ての住宅であつて、新築する場合にあつては29,000円、増築又は改築する場合にあつては43,000円	に改め、同表登録住宅
----------------------	---	---	------------

性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項中

ア 一戸建ての住宅の場合 3,000円	を	ア 一戸建ての住宅であつて、新築する場合にあつては4,000円、増築又は改築する場合にあつては5,000円	に改め、同表譲受人
---------------------	---	---	-----------

を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料の項中「3,000円」を「4,000円」に改め、同表に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分についてはエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）に限る。）による審査を受けたものを除く。）の認	認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく
-------------------------	---	--

定の申請に対する審査

申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあつては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）

ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 215,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 347,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 494,000円

(ハ) 床面積の合計が5,0

00平方メートル以上1
0,000平方メートル未
満の場合 608,000円

(カ) 床面積の合計が10,
000平方メートル以上
25,000平方メートル
未満の場合 719,000
円

(カ) 床面積の合計が25,
000平方メートル以上
の場合 820,000円

イ 非住宅部分（建築物エ
ネルギー消費性能基準等
を定める省令第8条第1
号イ(2)及びロ(2)に定める
基準への適合に関するも
のとして申請する場合)

(7) 床面積の合計が300
平方メートル未満の
場合 80,000円

(イ) 床面積の合計が300
平方メートル以上2,0
00平方メートル未満
の場合 131,000円

(ウ) 床面積の合計が2,0
00平方メートル以上
5,000平方メートル未
満の場合 201,000円

(エ) 床面積の合計が5,0
00平方メートル以上1
0,000平方メートル未
満の場合 255,000円

(オ) 床面積の合計が10,
000平方メートル以上
25,000平方メートル
未満の場合 304,000
円

(カ) 床面積の合計が25,
000平方メートル以上
の場合 353,000円

		<p>ウ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）</p> <p>(7) 床面積が200平方メートル未満の場合 34,000円</p> <p>(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 38,000円</p> <p>エ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 66,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 186,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 265,000円</p>
<p>評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物調査機関に限る。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出がある場合においては、建築基準法施行条例</p>

別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）

ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円

(オ) 床面積の合計が10,

000平方メートル以上
25,000平方メートル
未満の場合 152,000
円

(カ) 床面積の合計が25,
000平方メートル以上
の場合 190,000円

イ 非住宅部分（建築物エ
ネルギー消費性能基準等
を定める省令第8条第1
号イ(2)及びロ(2)に定める
基準への適合に関するも
のとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300
平方メートル未満の
場合 7,000円

(イ) 床面積の合計が300
平方メートル以上2,0
00平方メートル未満
の場合 19,000円

(ウ) 床面積の合計が2,0
00平方メートル以上
5,000平方メートル未
満の場合 54,000円

(エ) 床面積の合計が5,0
00平方メートル以上1
0,000平方メートル未
満の場合 85,000円

(オ) 床面積の合計が10,
000平方メートル以上
25,000平方メートル
未満の場合 107,000
円

(カ) 床面積の合計が25,
000平方メートル以上
の場合 134,000円

ウ 住宅部分（共同住宅
に係るものを除く。）

(7) 床面積が200平方
メートル未満の場合

		<p>6,000円</p> <p>(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 6,000円</p> <p>エ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物調査機関に限る。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定により準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネ</p>

ルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額

ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円

(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円

(ニ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 359,500

円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円

イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 40,000円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 65,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 127,500円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円

円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 176,500円

ウ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）

(7) 床面積が200平方メートル未満の場合 17,000円

(1) 床面積が200平方メートル以上の場合

		<p>19,000円</p> <p>エ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 93,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 132,500円</p>
<p>評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物調査機関に限る。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定により準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る</p>

部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額

ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 60,500円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 76,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上

の場合 95,000円

イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 3,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 9,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 27,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 42,500円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 53,500円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 67,000円

ウ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）

(7) 床面積が200平方メートル未満の場合 3,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 3,000円

エ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）

		<p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 10,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 22,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 38,500円</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能（同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物調査機関に限る。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額</p> <p>ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 215,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 347,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未</p>

満の場合 494,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 608,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 719,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 820,000円

イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号口に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 131,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 201,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 255,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 304,000円

(カ) 床面積の合計が25,

000平方メートル以上
の場合 353,000円

ウ 住宅部分（共同住宅
に係るものを除く。）

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積が200平方メートル未満の場合
34,000円

(1) 床面積が200平方メートル以上の場合
38,000円

エ 住宅部分（共同住宅
に係るものを除く。）

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積が200平方メートル未満の場合
16,000円

(1) 床面積が200平方メートル以上の場合
17,000円

オ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の

		<p>場合 66,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 186,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 265,000円</p> <p>カ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 29,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 49,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 85,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 125,000円</p>
<p>評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能（同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する経済産業省令</p>

基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物調査機関に限る。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査

・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額

ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円

イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300

平方メートル未満の
場合 7,000円

(イ) 床面積の合計が300
平方メートル以上2,0
00平方メートル未満
の場合 19,000円

(ロ) 床面積の合計が2,0
00平方メートル以上
5,000平方メートル未
満の場合 54,000円

(ハ) 床面積の合計が5,0
00平方メートル以上1
0,000平方メートル未
満の場合 85,000円

(ニ) 床面積の合計が10,
000平方メートル以上
25,000平方メートル
未満の場合 107,000
円

(ホ) 床面積の合計が25,
000平方メートル以上
の場合 134,000円

ウ 住宅部分（共同住宅
に係るものを除く。）

（建築物エネルギー消
費性能基準等を定める省
令第1条第2号イ(1)及び
ロ(1)に定める基準への適
合に関するものとして申
請する場合）

(ア) 床面積が200平方
メートル未満の場合
6,000円

(イ) 床面積が200平方
メートル以上の場合
6,000円

エ 住宅部分（共同住宅
に係るものを除く。）

（建築物エネルギー消
費性能基準等を定める省

令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

(7) 床面積が200平方メートル未満の場合
4,000円

(1) 床面積が200平方メートル以上の場合
4,000円

オ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円

(5) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円

(1) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円

カ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 7,000円
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 15,000円
		(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 31,000円
		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 54,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第3種畜証明書書換え交付手数料の項、種畜証明書再交手数料の項、家畜人工授精師免許証書換え交付手数料の項及び家畜人工授精師免許証再交付手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

平成28年2月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が施行されることに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等に係る徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。